

入院時食事療養費・生活療養費の 標準負担額(食費・居住費)について

2025年4月1日

□ 入院時食事療養・入院時生活療養

当院では、入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温提供しております。

□ 標準負担額

◆食費

当院ご入院中の患者さんにつきましては食費として、下記のご負担をいただいております。【表1】参照

◆居住費<光熱水費>

厚生労働大臣の定めるところにより3階東病棟(医療療養病床)に入院される65歳以上の方については、居住費<光熱水費に相当>の負担が発生します。【表2】参照

【表1】食費(入院中1食あたりのご負担額)

所得区分		食費(1食につき)
”上位所得”・”一般所得”の方		510円 (指定難病患者は300円)
低所得《標準負担額減額認定証取得》 の方で”低所得Ⅱ”又は ”標準負担額・限度額認定証オ” に該当	過去12ヶ月の入院日数が 90日までの入院	240円
	過去12ヶ月の入院日数が 90日を超える長期入院該当者<要認定>	190円
低所得《標準負担額減額認定証取得》 の方で”低所得Ⅰ”に該当	3階東病棟において、医療の必要性が低い (厚生労働省が定める、医療区分Ⅰの状態)方。	140円
	上記に該当しない方	110円

* 90日を超えて入院されている方は、健康保険の事務局で手続きを行うことで、長期入院の認定を受けることができます。

【表2】居住費(入院中1日あたりのご負担額)

ご入院されている方の居住費<光熱水費>については、下記のとおりです。

入院中の病棟	65歳以上の方	65歳未満の方
3階東病棟	※370円	負担なし
3階西病棟	負担なし	
4階病棟		

※ 3階東病棟に入院する指定難病の方・老齢福祉年金受給者は、65歳以上の方でも居住費負担はございません。
※ 限度額適用・標準負担額減額認定証における居住費の減額はございません。



医療法人 順和

長尾病院